

西宮市点字図書給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、視覚障害者・児にとって重要な情報入手手段である点字図書が、一般図書に比較して高額であるため、点字図書による情報の入手が困難であることから、点字図書を給付することにより、点字図書による情報の入手を容易にし、その福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 点字図書給付事業の実施主体は、西宮市とする。

(給付対象者)

第3条 給付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、西宮市に登録され、かつ、主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者・児とする。

(給付対象図書)

第4条 給付対象となる図書は、月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。ただし、点字毎日及び点字ジャーナルについては、この限りではない。

(給付の限度)

第5条 給付する図書は、給付対象者1人につき、年間6タイトル、又は、24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならない点字図書については、前項の規定にかかわらず、24巻を超えて給付することができる。

2 点字毎日及び点字ジャーナルの給付については、1世帯につき1タイトルを限度とする。

(出版施設)

第6条 点字図書を給付することができる出版施設は、厚生労働省が指定する点字図書給付対象出版施設（以下、「出版施設」という。）とする。

(給付申請)

第7条 給付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、出版施設に、給付を希望する点字図書の点字図書発行証明書（以下、「証明書」という。）の送付を依頼し、障害者日常生活用具給付申請書にその証明書を添えて、市長に給付申請を行う。

(給付台帳への登録及び証明書の交付)

第8条 市長は、申請内容を確認し、給付を決定したときは、点字図書給付台帳（以下、「台帳」という。）に登録するとともに、証明書に証明印を押印し、申請者に交付する。

(給付)

第9条 前条の給付決定を受けた申請者は、証明書を出版施設に提出し、証明書に記載されている自己負担額（一般図書の購入価格相当額）を支払い、点字図書の給付を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、点字毎日の給付を受ける者は1冊につき250円、点字ジャーナルの給付を受ける者は1冊につき420円を負担しなければならない。

(市の負担額)

第10条 市長は、点字図書価格から給付申請者が負担する自己負担額を控除した額を負担する。

2 市長は、出版施設からの請求に基づき、台帳を確認のうえ、公費負担額を出版施設に支払うものとする。

(様式)

第11条 この要綱に規定する申請書等の様式は、別に市長が定める。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成14年1月1日から実施する。

付 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。